

問題 1

【正解】 1

【解説】 正しい。被疑者の逮捕に関する基礎的な問題である。同一被疑事実を理由とする再度の逮捕状請求時の手続（刑訴 199 条 3 項参照）についての知識の正確性を問うものである。

問題 2

【正解】 2

【解説】 誤り。被疑者の逮捕に関する基礎的な問題である。逮捕状の発付手続についての知識の正確性を問う趣旨である。勾留の請求を受けた裁判官が、一定の場合を除いて、被疑者から被疑事件に関する陳述を聴いた後でなければ被疑者を勾留することができない（刑訴 207 条 1 項、61 条）のとは異なり、逮捕状の請求を受けた裁判官が、逮捕状発付の要件の存否を判断するに際して被逮捕者の陳述を聴くことは必要とされていない（刑訴規 143 条以下参照）。

問題 3

【正解】 2

【解説】 誤り。逮捕に伴い令状なくして行うことのできる処分に関する基礎的な問題である。条文が定める処分の主体についての知識の正確性を問う趣旨である（刑訴 220 条 1 項および同条 3 項参照）。

問題 4

【正解】 2

【解説】 誤り。物的証拠の収集保全を目的とする処分に関する基礎的な問題である。押収の意義を正確に理解しているかを確認する趣旨である。押収は物の占有の取得を内容とするが、その目的は対象物について情報を取得することにもある。そのため、対象物の形状を認識する作用も、押収の処分と併せて正当化されているといえるから、別途の正当化を必要としない。

問題 5

【正解】 1

【解説】 正しい。検察官の公訴権に関する基礎的な問題であり、訴追裁量権の逸脱と公訴提起の効力に関する最高裁判所の判例（最決昭和 55・12・17 刑集 34 卷 7 号 672 頁）の考え方を理解しているかを確認する趣旨である。

問題 6

【正解】 1

【解説】 正しい。公訴取消しに関する基礎的な知識を確認する趣旨の問題である（刑訴 257 条参照）。

問題 7

【正解】 1

【解説】 正しい。被告人の勾留に関する基礎的な問題である。第 1 回の公判期日を境に、勾留に関する処分を行う主体が異なることを理解しているかを確認する趣旨である（刑訴 280 条 1 項。さらに、刑訴規 187 条も参照）。

問題 8

【正解】 2

【解説】 誤り。公判前整理手続に関する基礎的な問題であり、公判前整理手続で行うことができる事項についての理解を確認する趣旨である（刑訴 316 条の 5 第 3 号・316 条の 17 第 1 項参照）。

問題 9

【正解】 2

【解説】 誤り。迅速な裁判に関する基礎的な問題であり、高田事件判決（最大判昭和 47・12・20 刑集 26 卷 10 号 631 頁）の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。同判決は、「当裁判所は、憲法 37 条 1 項の保障する迅速な裁判をうける権利は、憲法の保障する基本的な人権の一つであり、右条項は、単に迅速な裁判を一般的に保障するために必要な立法上および司法行政上の措置をとるべきことを要請するにとどまらず、さらに個々の刑事事件について、現実に右の保障に明らかに反し、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判をうける被告人の権利が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、これに対処すべき具体的規定がなくても、もはや当該被告人に対する手続の続行を許さず、その審理を打ち切るという非常救済手段がとられるべきことをも認めている趣旨の規定であると解する」としている。

問題 10

【正解】 2

【解説】 誤り。証人を尋問する場合における、証人保護のための措置に関する基礎的な問題であり、証人の遮蔽についての理解を確認する趣旨である。証人尋問の際の遮蔽は、被告人と証人との間のみならず、傍聴人と証人との間でも行うことができる（平成 28〔2016〕年の刑事訴訟法改正後の刑訴 157 条の 5）。被告人の証人審問権（憲法 37 条 2 項前段）、裁判の公開（憲法 82 条 1 項、37 条 1 項）の保障との関係については、最判平成 17・4・14 刑集 59 卷 3 号 259 頁参照。

問題 11

【正解】 1

【解説】 正しい。証拠調べの手続に関する基礎的な問題であり、証拠調べ請求と職権証拠調べについての理解を確認する趣旨である（刑訴 298 条参照）。

問題 12

【正解】 2

【解説】 誤り。自白の補強法則に関するやや発展的な問題であり、憲法 38 条 3 項と刑事訴訟法 319 条 2 項の射程の違いについて理解しているかを確認する趣旨である。最高裁判所の判例は、憲法 38 条 3 項の「本人の自白」には公判廷における自白を含まないと解している（最大判昭和 23・7・29 刑集 2 巻 9 号 1012 頁）。

問題 13

【正解】 2

【解説】 誤り。伝聞例外規定に関する基礎的な問題であり、検察官面前調書の証拠能力要件の理解を確認する趣旨である。刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号後段は、いわゆる相対的特信状況があるときに検察官面前調書を証拠とすることができる旨規定しており、同法 321 条 1 項 3 号のようないわゆる絶対的特信状況は要求していない。

問題 14

【正解】 2

【解説】 誤り。伝聞例外規定に関する基礎的な問題であり、特に信用すべき書面の証拠能力要件の理解を確認する趣旨である。業務の通常の過程において作成された商業帳簿は無条件で証拠とすることができる（刑訴 323 条 2 号。なお、刑事訴訟法 321 条 3 項も参照）。

問題 15

【正解】 1

【解説】 正しい。略式命令の手続についての基礎的な知識を確認する趣旨の問題である（刑訴 461 条以下参照）。

問題 16

【正解】 2

【解説】 捜査の端緒となる種々の活動に係る法的な規律やその根拠条文に関する基礎的な問題である。警察官職務執行法の規定する事項および関連する最高裁判所の判例について正確に理解しているかを確認する趣旨である。

- ア. 明文の規定がある。警察官職務執行法 1 条 2 項参照（警察比例の原則）。
- イ. 明文の規定がない。警察官職務執行法 2 条 2 項・3 項参照。
- ウ. 明文の規定がない。最決昭和 55・9・22 刑集 34 巻 5 号 272 頁参照。
- エ. 明文の規定がある。警察官職務執行法 2 条 1 項参照。
- オ. 明文の規定がない。最判昭和 53・6・20 刑集 32 巻 4 号 670 頁参照。

問題 17

【正解】 1

【解説】 被疑者の取調べに関する基礎的な問題であり，取調べの態様に及ぶ法的規律の内容についての知識を問う趣旨である。

1. 正しい。身体の拘束を受けていない被疑者の取調べについて，その対象となる被疑事実を限定する定めは存在しない。
2. 誤り。刑事訴訟法 198 条 2 項参照。
3. 誤り。最決昭和 59・2・29 刑集 38 卷 3 号 479 頁参照。同決定は，「刑訴法 198 条に基づき，任意捜査としてなされたものと認められる」取調べについて，「任意捜査においては，強制手段……を用いることが許されないことはいうまでもないが，任意捜査の一環としての被疑者に対する取調べは，右のような強制手段によることができないというだけでなく，さらに，事案の性質，被疑者に対する容疑の程度，被疑者の態度等諸般の事情を勘案して，社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において，許容される」としており，強制手段によらない取調べであっても，「社会通念上相当」と認められないものについては違法と評価されるとの理解を示している。
4. 誤り。刑事訴訟法 226 条および 227 条参照。それらの規定に基づき証人として尋問されるのは，刑事訴訟法 223 条 1 項の規定による取調べの対象となる「被疑者以外の者」である。
5. 誤り。捜査機関は，被疑者が調書に誤りのないことを申し立てたときは，これに署名押印することを求めることができるが（刑訴 198 条 5 項），被疑者にはその求めに応じる義務はない。

問題 18

【正解】 2

【解説】 被疑者の勾留に関する基礎的な問題であり，手続関係人の権限についての知識を確認する趣旨である。

1. 誤り。勾留の請求は，検察官が行う（刑訴 204 条 1 項，205 条 1 項）。
2. 正しい。被疑者の勾留は，勾留の請求を受けた裁判官が，その処分に関し，被告人の勾留について裁判所または裁判長が持つのと同一の権限を有する（刑訴 207 条 1 項）ことに基づいて命じるものであり，請求を受けない裁判官が，職権で被疑者の勾留を命じることはできない。一方，被告人の勾留は，裁判所が職権で行うものであり，検察官の請求を受けて行われるものではない（刑訴 60 条 1 項参照）。
3. 誤り。被疑者を逮捕した場合，被疑者の身体が拘束されてから検察官が勾留請求または公訴提起をするまでの時間には，法律上の制限がある（刑訴 204 条 1 項，205 条 1 項ないし 3 項）。これに対して，検察官の請求を受けた裁判官が勾留状を発付するまでの時間を制限する規定はない。
4. 誤り。勾留理由の開示は，被疑者からの請求を受けた裁判官が（刑訴 207 条 1 項，82 条 1 項），公開の法廷でこれを行うものとされている（刑訴 207 条 1 項，83 条 1 項。加えて，憲法 34 条を参照）。
5. 誤り。刑事訴訟法 207 条 1 項，87 条 1 項。

問題 19

【正解】4

【解説】接見交通権の制限に関する基礎的な問題である。最大判平成 11・3・24 民集 53 卷 3 号 514 頁（以下、「大法廷判決」という。）の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。上記大法廷判決については、この機会に熟読されたい。

1. 正しい。上記大法廷判決参照。
2. 正しい。勾留中の被疑者または被告人と、弁護人または弁護人となろうとする者以外の者との接見の場合（刑訴 207 条 1 項, 81 条）と異なり、弁護人等との接見を禁止することはできない（刑訴 39 条 3 項参照）。上記大法廷判決も、この点を刑事訴訟法 39 条 3 項の合憲性を支える理由の一つとしている。
3. 正しい。上記大法廷判決は、「弁護人等から接見等の申出を受けた時に、捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分、検証等に立ち合わせている場合、また、間近い時に右取調べ等をする確実な予定があって、弁護人等の申出に沿った接見等を認めたのでは、右取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合などは、原則として右にいう取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に当たると解すべきである」と判示している。
4. 誤り。上記大法廷判決参照。刑事訴訟法 39 条 3 項は、接見指定の権限を、検察官のみならず、検察事務官と司法警察職員にも与えている。
5. 正しい。上記大法廷判決参照。

問題 20

【正解】2

【解説】公訴時効に関する基礎的およびやや発展的な問題であり、公訴時効期間を定める法規定と、公訴時効の起算点および公訴時効の進行停止に関する最高裁判所の判例の考え方を理解しているかを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。平成 22（2010）年の刑事訴訟法改正により、殺人罪など、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、公訴時効期間の定めは撤廃された（刑訴 250 条 1 項参照）。
- イ. 正しい。最決昭和 63・2・29 刑集 42 卷 2 号 314 頁は、公訴時効の起算点に関する刑事訴訟法 253 条 1 項にいう「犯罪行為」とは、刑法各本条所定の結果をも含む趣旨と解するのが相当であるとしている。
- ウ. 正しい。最決昭和 56・7・14 刑集 35 卷 5 号 497 頁参照。
- エ. 誤り。最決昭和 55・5・12 刑集 34 卷 3 号 185 頁は、起訴状謄本が刑事訴訟法 271 条 2 項所定の期間内に被告人に送達されなかったため、同法 339 条 1 項 1 号の規定に従い決定で公訴が棄却される場合にも、同法 254 条 1 項の規定は適用されるとしているから、このような場合にも、公訴提起による公訴時効の進行停止の効果は失われぬ。
- オ. 正しい。最決平成 21・10・20 刑集 63 卷 8 号 1052 頁参照。

問題 21

【正解】 5

【解説】 訴因変更および裁判の効力に関するやや発展的な問題であり、訴因変更の要否・可否、訴因変更命令および一事不再理効の範囲についての最高裁判所の判例の考え方を理解しているかを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。最決平成 13・4・11 刑集 55 卷 3 号 127 頁参照。
- イ. 正しい。最決昭和 43・11・26 刑集 22 卷 12 号 1352 頁は、このようなときに裁判所が訴因変更を促しまたは命ずべき義務を負う場合があることを認めている。
- ウ. 誤り。最大判昭和 40・4・28 刑集 19 卷 3 号 270 頁は、検察官が裁判所の訴因変更命令に従わないのに、裁判所の訴因変更命令により訴因が変更されたものとするのは、裁判所に直接訴因を動かす権限を認めることになり、訴因変更を検察官の権限としている刑訴法の基本構造に反するとしている。
- エ. 正しい。最判昭和 33・2・21 刑集 12 卷 2 号 288 頁参照。
- オ. 誤り。最判平成 15・10・7 刑集 57 卷 9 号 1002 頁は、このような場合、前訴および後訴の訴因が共に単純窃盗罪であって、両訴因を通じて常習性の発露という面は全く訴因として訴訟手続に上程されておらず、両訴因の相互関係の検討に当たって、常習性の発露という要素を考慮すべき契機は存在しないから、常習特殊窃盗による一罪という観点を持ち込むべきではないとし、前訴の確定判決による一事不再理効は後訴には及ばないとしている。

問題 22

【正解】 3

【解説】 公訴提起後の手続、公判手続、証拠調べの手続について基礎的な知識を確認する趣旨である。

- 1. 正しい。刑事訴訟法 271 条 1 項参照。
- 2. 正しい。刑事訴訟法 291 条 4 項・292 条参照。
- 3. 誤り。刑事訴訟法 307 条参照。
- 4. 正しい。刑事訴訟法 315 条参照。
- 5. 正しい。刑事訴訟法 342 条参照。

問題 23

【正解】 4

【解説】 証人尋問、鑑定について基礎的な知識を確認する趣旨である。

- 1. 正しい。刑事訴訟法 152 条・171 条参照。
- 2. 正しい。最決昭和 31・12・13 刑集 10 卷 12 号 1629 頁参照。
- 3. 正しい。刑事訴訟法 149 条参照。
- 4. 誤り。刑事訴訟規則 199 条の 3 第 3 項・199 条の 4 第 3 項参照。
- 5. 正しい。刑事訴訟法 158 条・281 条参照。

問題 24

【正解】 4

【解説】 伝聞証拠の意義について、基本的な事例を分析する能力を確認する趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。

- 刑事訴訟法 320 条 1 項により証拠能力が否定されるのは、要証事実との関係から原供述の供述過程（知覚・記憶・表現・叙述の各過程）が問題となる場合、即ち、当該供述の内容となっている事実を立証する場合に限られ、原供述の存在自体を立証する場合は伝聞証拠に当たらない。それゆえ、本問では、各事例において、A の公判供述が原供述の内容となっている事実を立証するために用いられているか否か検討する必要がある。
- ア. 伝聞証拠に当たらない。X が B の名誉を毀損したという事実を証明するためには、「今、話題になっている殺人事件の犯人は B だ」という X の発言がなされたこと自体を立証すれば足りる。
- イ. 伝聞証拠に当たらない。X が殺人行為時に精神の異常を来していたという事実を証明するためには、X が「私は死神だ」という通常人が発しないような異常な発言をしたこと自体を立証すれば足りる。
- ウ. 伝聞証拠に当たる。X が窃盗を行ったという事実を証明するためには、「X が他人の財布を盗むのを見た」という W の発言の内容となっている事実（X が他人の財布を盗んだこと）を立証する必要がある。
- エ. 伝聞証拠に当たらない。「犯人の顔を見た」という W の公判供述の信用性を争うためには、以前、W が「犯人の顔を見ていない」という矛盾する供述をしていたこと自体を立証すれば足りる（同一人物が別の機会に矛盾する供述をした事実が明らかになれば、それだけで公判供述の信用性は低下する）。
- オ. 伝聞証拠に当たる。X が「かねて V と情を通じたいとの野心を持っていた」という強姦行為の動機を証明するためには、V の供述のうち「X は……いやらしいことばかりする」という発言の内容となっている事実（X が V に対していやらしいことをしていたこと）を立証する必要がある。最判昭和 30・12・9 刑集 9 卷 13 号 2699 頁参照。

問題 25

【正解】 5

【解説】 違法収集証拠排除法則に関するやや発展的な問題であり，以下に掲げる最高裁判所の各判例を正確に理解しているか確認する趣旨である。

- ア. 誤り。最判昭和 53・9・7 刑集 32 卷 6 号 1672 頁は，「違法に収集された証拠物の証拠能力については……刑訴法の解釈に委ねられている」と判示している。
- イ. 誤り。最判昭和 58・7・12 刑集 37 卷 6 号 791 頁は，「勾留請求に先き立つ捜査手続に違法のある場合でも，被疑者に対する勾留質問を違法とすべき理由はなく，他に特段の事情のない限り，右質問に対する被疑者の陳述を録取した調書の証拠能力を否定すべきものではない」と判示している。
- ウ. 誤り。最大判平成 7・2・22 刑集 49 卷 2 号 1 頁は，「我が国の刑訴法は，〔刑事免責〕の制度に関する規定を置いていないのであるから……刑事免責を付与して得られた供述を事実認定の証拠とすることは，許容されない」と判示している。なお，平成 28（2016）年の刑事訴訟法改正により，新たに刑事免責制度が導入された（上記改正後の刑訴 157 条の 2，157 条の 3）。
- エ. 正しい。最決平成 8・10・29 刑集 50 卷 9 号 683 頁参照。
- オ. 正しい。最判平成 15・2・14 刑集 57 卷 2 号 121 頁参照。